京都市告示第 41 号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成24年4月16日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
地方独立行政法人京都市	京都市中京区壬生東高	当該法人の主	平成24年1月1
立病院機構に対する寄附	田町1番地の2	たる目的であ	日以後に支出され
金		る業務	た寄附金

(行財政局税務部税制課)